

会員の入退会等に関する規則

23. 1.20 理事会制定承認
2019. 5. 8 理事会変更承認

(目的)

第1条 本規則は、定款第7条に規定する本会の会員に係る入退会等に関する事項を定める。

第1章 総則

(入会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、別記様式第1による入会申込書に入会金及び年会費を添えて申込まなければならない。

2 前項の入会金及び年会費の入金が確認された時点で入会したものとみなし、速やかに理事会の承認を得るものとする。

3 会員は、前項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は速やかに届出なければならない。

(退会)

第3条 本会を退会しようとする者は、別記様式第2による退会届を提出しなければならない。

(休会)

第4条 正会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当し会員活動ができないときは、申し出により原則として2年を限度に休会としその期間の年会費の支払を免除することができる。

(1) 1年以上の海外勤務又は海外留学の場合

(2) 3月以上の長期療養の場合

(3) 出産又は育児の場合

2 休会及び復会する時は、それぞれ別記様式第3による届出を行わなければならない。

3 休会中は、会誌及び総会資料の配送停止等、会員としての資格及び権利は停止される。

(再入会)

第5条 定款第11条により任意退会した者及び第13条第1項第1号により会員資格を喪失した者は、在会時の年会費に未納がない場合に限り、改めて入会金を支払うことにより再入会することができる。

2 除名となった正会員又は準会員は、再入会できない。

(年会費の支払等)

第6条 会員は、請求に従い年会費を前納しなければならない。ただし正会員から特に希望があった場合は、半額ずつ年2回の分納とすることができる。

2 会員の入会が年度の途中においてなされる場合は、年会費は月割をもって計算する。

3 納付された入会金又は年会費は、いかなる事情があっても返戻しないものとする。

4 年会費が6ヶ月間未納の場合、その支払について請求する共に支払促進のため、インターネットを通じた会員専用メニュー等の利用停止を行うことができ、更に未納が9ヶ月間に及ぶ場合は会誌の発送を停止することができる。

第2章 名誉会員

(名誉会員)

第7条 理事会が定める規定により、本会に対する貢献が顕著であるとして理事会が承認した正会員を名誉会員と称する。

2 前項の名誉会員については年会費の支払を免除することができる。

第3章 準会員

(入会資格)

第8条 次のいずれかに該当する者は、準会員として入会することができる。

- (1) 技術士第二次試験合格者で未登録の者
- (2) 技術士補となる資格を有する者
- (3) 前号に定める者の他、日本工学教育認定機関(JABEE)が認定する課程を修了した者

(会員区分の変更)

第9条 準会員は、技術士登録を行った時に正会員となるものとする。

(入会金)

第10条 準会員としての入会時の入会金は、当該者が技術士登録を行い正会員になった時点まで支払を猶予する。ただし、1年間以上準会員であった者が正会員になった場合は支払いを免除する。

(除名)

第11条 準会員が本会の秩序又は信用を害し、準会員としての品位を失うような行為のあったときは、理事会が別に定める規則に基づき、理事会の決議によって、準会員を除名することができる。ただしその準会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(特典)

第12条 準会員には、次に掲げる事項を認める。

- (1) 総会への出席及び意見表明
- (2) 本会主催の会合・行事への出席
- (3) 本会会報その他本会の刊行物の受領
- (4) 本会の事業の成果の利用

第4章 賛助会員

(会員資格の取消し)

第13条 賛助会員が、本会の秩序又は信用を害する行為を行ったときは、理事会の決議を経て、賛助会員たることを取消することができる。

(特典)

第14条 賛助会員には、次に掲げる事項を認める。

- (1) 総会への出席

- (2) 本会会報その他本会の刊行物の受領
- (3) 本会の事業成果の利用

第5章 特例事項

(長期在会正会員)

第15条 長期に在会した正会員には、次の区分により年会費の支払いを免除することができる。

- (1) 正会員としての期間が35年以上の者は、以降の年会費の半額の支払いを免除する。
- (2) 正会員としての期間が45年以上の者は、以降の年会費の全額の支払いを免除する。

(技術士第二次試験新規合格者)

第16条 技術士第二次試験に合格し次年度に入会した正会員については、初年度年会費の全額の支払いを免除することができる。また、準会員が技術士第二次試験に合格し次年度に技術士登録した場合についても、同様に正会員としての初年度年会費の全額の支払いを免除することができるものとする。

附則(平成23年1月20日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成28年11月9日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(2019年5月8日)

この規則は、2019年3月13日から適用する。

以上